

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年八月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年七月十八日奈良県指令建第九〇―五三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月九日建第七七八六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市真美ヶ丘五丁目一四番一〇、一四番一一、一四番一四及び一四番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五ヶ所六一六番地

石井壽明

一 許可番号

平成二十四年七月二日奈良県指令建第九〇―一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月九日建第七七八七号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字浅古九一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東紀寺町一丁目七番三〇二号

辻一郎

一 許可番号

平成二十四年六月二十七日奈良県指令建第九〇―二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月九日建第七七八八号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市今泉八四一番二、八四二番一、八四二番二及び八四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字三吉一六九番地

社会福祉法人功有会 理事長 松本秀一